

建設工事の契約における最低制限価格の算定方法等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予定価格が130万円を超える建設工事の契約につき一般競争入札又は指名競争入札に付する場合における、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の最低制限価格の算定方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第2条 最低制限価格は、次条に規定する最低制限基本価格に別に定めるランダム係数(一定の範囲で無作為に算出される数値をいう。)を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、守口市電子入札システムを使用せずに入札を執行する場合には、最低制限価格は、次条に規定する最低制限基本価格とする。

(最低制限基本価格の算定方法)

第3条 最低制限基本価格は、次の表の工事の区分の欄に掲げる工事の種類ごとに予定価格の算出の基礎となった同表1から4までの欄に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の90を乗じて得た額とし、その額が予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の70を乗じて得た額とする。

| 工事の区分 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|--------------------------|---------------------------------------|------------------------|---|------------------------|
| 1 建設工事(2及び3の項に定めるものを除く。) | 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額 | 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 | 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額 | 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額 |
| 2 建築系工事(電気工事、管工事等を含む。) | 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額に100分の95を乗じて得た額 | 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 | 現場管理費の額と直接工事費の額に100分の10を乗じて得た額の合算額に100分の90を乗じて得た額 | 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額 |

| | | | | |
|------------------------------|---|---|---|---|
| 3 プラント設備系工事(機器費の計上があるものに限る。) | 直接工事費の額と機器費に100分の60を乗じて得た額の合算額に100分の95を乗じて得た額 | 共通仮設費の額と機器費に100分の10を乗じて得た額の合算額に100分の90を乗じて得た額 | 現場管理費の額と機器費に100分の20を乗じて得た額の合算額に100分の90を乗じて得た額 | 一般管理費の額と機器費に100分の10を乗じて得た額の合算額に100分の55を乗じて得た額 |
|------------------------------|---|---|---|---|

(最低制限価格を設定した旨の周知)

第4条 最低制限価格を設定した旨は、これを周知するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の算定方法等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。